

～人材確保を目的として情報発信等を行う市内中小企業の活動を支援します～

長崎市人材確保支援費補助金

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業者等の人材確保を目的とした企業PR動画などの情報発信や、若者が魅力を感じる新しい働き方の推進（以下「新しい働き方の推進」という。）、採用コンサルティングの活用などに係る経費の一部を支援します。

補助対象者	次の要件をすべて満たす中小企業者等※ ¹ 1 市内に本社又は事業所を有すること 2 ながさき県内就職応援サイト「エヌナビ新卒」への企業情報の登録を行っていること 3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと
補助対象事業	1 PR動画等制作事業 2 就職イベント参加事業 3 新しい働き方の推進事業 4 採用コンサルティング事業
補助対象経費	1 企業PR動画や採用パンフレット（電子版含む）の制作費 2 企業説明会等（オンライン形式含む）への出展費、参加費、交通費及び宿泊費 3 テレワーク・リモートワーク、勤務間インターバル、フレックスタイム、週休3日制、副業、その他新しい働き方の制度構築に関する以下の費用 （1）コンサルティング費、就業規則又は労使協定の制定・改定、社内研修における謝礼金、コンサルタント・講師への交通費及び宿泊費 （2）ガイドブック（電子版含む）の制作費 4 採用戦略（評価基準、採用ブランディングなど）、選考フロー（インターンシップ含む）、選考体制、内定者や入社後のフォローなどの構築に関するコンサルティング費、コンサルタントへの交通費及び宿泊費 ※採用代行に係る費用は対象外 ただし、上記2～4に係る交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10,900円を限度とする。（市職員の旅費を基準に設定）
補助率	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て） ※補助回数の上限は設定しない。 ただし、同一事業者に対する補助金額は、それぞれ以下のとおりとする。 1 会計年度につき、 補助対象事業1～2：上限20万円 3～4：上限50万円 ※1～2、3～4それぞれ申請可能です。
申請期間	令和7年4月1日～ <u>令和8年2月28日まで</u> ※受付順で補助金の交付審査を行い、 <u>予算が無くなり次第、募集を終了</u> します。 ※事業着手（正式発注や契約、参加申込）前に交付申請を行っていただく必要が

	あります。 ※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手の2週間前には、ご申請いただきますようお願いいたします。
申請時 提出書類	1 補助金交付申請書 2 補助事業概要書 3 登記事項証明書等の市内に事業所を有することを証する書類 4 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類 5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 ┌ 市税・・・完納証明書（長崎市発行） ├ 事業税・・・納税証明書（長崎県振興局発行） └ 消費税及び地方消費税・・・納税証明書（その3）（税務署発行） 6 前年度決算書 7 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類（任意様式）
様式入手先	長崎市ホームページ https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4154.html
お問い合わせ	長崎市経済産業部産業雇用政策課 雇用促進係 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階 TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151

※1：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者